

■有識者からの聴取に基づく法的課題の整理（届出義務）

	慎重に検討すべきとする意見	導入すべきとする意見	備考
刑罰法規の不遡及、二重刑罰の禁止【憲法 § 39】 何人も、実行の時に適法であつた行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任は問はれない。また、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任は問はれない。	○届出義務のような新たな規制（義務）は二重処罰の問題に抵触するおそれがある。 ○また、仮に、義務を課す場合でも、相当の合理的理由が必要。	○届出義務は処罰（刑罰）にあたるものではなく、行政上の処分にあたるものなので、二重処罰の問題は発生しない。	
法の下での平等【憲法 § 14①】 すべての国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的又は社会的関係において差別されない。	○性犯罪を犯した者のみを対象とする届出義務は、憲法第 14 条の平等原則に反する。	○合理的理由のある異なった取扱いは、憲法第 14 条の平等原則に抵触しない。 ○本件の合憲性は、人種、信条など憲法第 14 条の列挙事由の場合の厳格な基準を用いるのではなく、緩やかな基準が適用されるべき。 ○立法目的（子どもを性犯罪から守る）と手段（重大な性犯罪のみを対象に一定期間に限り届出義務を課す）との間には合理的関連性（ゆるやかな基準）があると考えられ、平等原則には抵触しないのではないか。	
居住、移転、職業選択の自由【憲法 § 22①】 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。	○大阪府が届出義務を条例化した場合、事実上、性犯罪を行った者を大阪から追い出すことになる。	○届出義務は、居住地等を届け出るだけであり、居住地の制限や移動の制限を加えるものではない。	
法定手続の保障【憲法 § 31】 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。	○憲法 § 31 条により、法の手続きによらなければ、何人も自由を奪われないと規定されているのに、条例で制約することに問題はないのか。	○届出義務は、刑罰ではなく、行政上の処分にあたることから、憲法第 31 条がそのまま適用されることはない。	

《その他有識者から聴取した主な意見等》

○居住地等の届出はそもそも処罰にはあたらないことから、二重処罰の概念にあたらないのではないか。性犯罪は、病的な要素が強い面が他の凶悪犯罪と特性が異なることから、殺人、放火等の他の犯罪と比較すれば、自分の欲望のためだけに敢行される点に特殊性があり、性犯罪を犯した者だけに義務（規制）を課すことをもって、法の下での平等に反するということはないと思う。

○出所した者は処罰を受けたのに、届出義務という監視のようなものを再度課されるということは、二重処罰にならないか。

○このような取組みは、府県レベルの話ではなく、本来、中央立法で行うべきもの。

○住民により身近な各自治体で、子どもを性犯罪から守る取組みの検討をすすめることは非常に有益なこと。

○性犯罪に対する子どもの権利と子どもを性犯罪から守る保護者・社会の利益は、重要なやむにやまれない利益だといえる。